

有田労務管理事務所
一般事業主 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 1 年 7 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境整備

<対策>

- 令和 1 年 7 月～ 育児・介護休業制度に関する行政発行パンフレットを職員へ配布、事務所の育児介護休業規程の変更・作成。
- 令和 2 年 4 月～・育児等に関する制度説明と申請手続の周知。
 - ・申請しやすくし、復職しやすくするための相談体制整備。

目標 2：子育てを行う職員が利用できるように半日有給休暇、時間単位有給休暇制度の導入と、年次有給休暇取得率 100%の目標とその実現

<対策>

- 令和 1 年 7 月～ 子育て中に発生する通院寄り添いや学校行事などに参加できるように半日有給休暇、時間単位有給休暇制度の導入。
- 令和 2 年 4 月～ 制度運用の実施状況と意見聴取・改善し、年次有給休暇の取得 100%の目標とその実現を図る。

目標 3：労働時間が効率的に削減できるために、行政が電子申請業務の拡大に合わせて事務所内業務の電子申請化を進め、さらに業務知識とその対応策支援が出来るように職務能力のレベルアップを図る支援

<対策>

- 令和 1 年 7 月～ 電子申請業務の現状把握と、今時点で実施していない効率できる電子申請業務の洗い出し。
- 令和 2 年 4 月～・効率よく出来る流れが確立できた電子申請業務の申請方法の勉強会をする。
 - ・月 1 回の業務知識向上勉強会と意見交換会で知識を共有し、知識を整理し、職務遂行能力を高める。